

令和2年11月18日 衆議院財務金融委員会議事録

○越智委員長

休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続行いたします。日吉雄太君。

○日吉委員

立憲民主・社民・無所属の日吉雄太です。

まず初めに、麻生大臣にお伺いしたいと思います。

昨日の所信の演説の中で、民需主導の成長軌道に戻していくためとか、持続的な経済成長を維持、促進するとともにというような言葉がございました。非常に基本的なことで甚だ恐縮ではあります

けれども、この経済成長というのはどういう意味で使われているのかというのを確認させていただきたいと思うんですけれども、基本的に、GDPを指標として、それをふやしていくということだと思うんですけれども、ここで言う経済成長はどのような意味で使われておりますでしょうか。

○麻生国務大臣

これは日吉先生、政権交代をさせていただいた平成二十四年十二月以来ですけれども、この後、一貫して経済の再生に取り組ませていただいたんだと思います。

その上で、人口が確実に漸減をしておりますので、減っておりますので、その中でGDPと言われるものを名目でも実質でも確実に上げてきて、過去最高ということにコロナ前までになりましたから、そういった意味では高水準となりましたし、高水準の企業収益とか雇用、所得環境の改善というものを背景に、経済の好循環というのは着実に進んでいるんだ、私どもはそう思っております。

その上で、企業というのは、これまでデフレが続いていましたので、少なくとも、企業が得た収益を設備投資に回すとか、それを給与のあれに、もっと上げてやろうとか、いわゆる労働分配とか、そういったいろいろなものではなくて、使いたいものがなくて、何となく自己株消却をやってみたり、また、それをそのまま内部留保してみたりというような状態があったことは確かですよ。私どもがもっと期待していたほどは伸びなかったことは事実です。

だから、企業側も企業側で、内部留保していたがために、今回のコロナで騒ぎになったけれどもみんな生き延びられたのは内部留保があったからじゃないかと、多分、企業側は言うんだと思いますね。それも決してうそじゃありませんから。

そういった中で、私どもは、まずはこの新型コロナというものへ対応していかなきゃいかぬのだと思いますが、ポストコロナというのを考えたときに、やはり今の中でおくれているようなことがわかった。

例えばデジタルライゼーション、みんなで十万円を配った、早く配れる、配れると言ったじゃないですか。ところが、実際は全然できなかつた。なぜか。地方自治体と中央との間にデジタルでつながらないからでしょう、あれは。全部ファクスでやったりなんかしているんだから、そういったことになった。だから、すぐにできたかといったら、できなかつたんです

よ。

だから、そういった意味では、デジタルイゼーションというものがかなり経済成長に役立つことは確かでしょうし、これからの社会で、いわゆるグリーンという言葉が出てきますけれども、いわゆる環境にいいとかいうようなものを実現していかなければいかぬこととなりますので。そういった意味では、経済成長とか産業構造を見直しながら民需主導というのをやりますときに、少なくとも、かつて、そうですね、排気ガス規制のときは、もうこれでみんな終わりだみたいなことが、あのときは一斉に新聞などで。しかし、排気ガスをやってみたら、結果的に、企業の努力の成果で、日本のこういった対応は世界で一番になったわけですよ。あれは間違いなく民需ですよ。

そういった意味で、今回のいわゆるエネルギーの話にしても何の話にしても、私どもは民需主導というもので何をやったか。水素化とかいろいろなものが出てくるとは思いますけれども、そういったものに設備投資とか規制とかいうものを措置していくというのが大事だと思っております。

○日吉委員

そういう、それぞれの意味があると思うんですけども、その中でGDPをふやしていくということだと思うんですが、それが、総額でふやす、これを経済成長だとおっしゃっているといると思うんですね。一人当たりのGDPをふやすのではなくて、総額としてのGDPをふやしていく。

ただ、人口が減少していく、極端な例でいくと一億が五千万人になりましたといったときに、であれば、それは一人当たりのGDPを二倍にしないと保てなくなって、それ以上の成長をしなければいけない。極端に半分にはならないとしても、そういう厳しい中で本当に成長というのはできるんですか。

○麻生国務大臣

できるんですかと言われますけれども、できると思っております。大体、五千万も減ることはない。ちょっと例が、もうちょっと、五百万ぐらいに言われた方が現実的ですから。

そういった形で、私どもとしては、そういったものが不可能という前提でやっているわけではありません。

○日吉委員

不可能とは申しませんが、かなりハードルが高いのではないのかなという中で、そのところを国民の皆様が、本当にできるのかというところにやはり疑念を持っているんじゃないのかなと。そういった中で、少し現実的な目標を見定めた上で、そうでなければ、その前提を間違えるとやはり政策も間違ってしまうということになりかねないので、一旦、本当に成長するのかというのをしっかりと検証した上で、目標をもう一度考えて、その上で政策を議論していくということが今必要なのではないかなと思います。

私は、もし私であれば、やはり一人当たりのGDPをふやすというのが、それは目標としても、やはり総額でふやしていくというのは短期的には非常に難しいのかなというふうに思いますので、長期的には目指したとしても、短期的には一旦現実的なラインで目標を設定した方がいいんじゃないのかなということを申し上げさせていただきます。

続きまして、私、余り持ち時間がないのであれなんですけれども、森友学園問題の予備的調査の件について質問をさせていただきます。

赤木さんの手記の中で、会計検査院が近畿財務局に検査に入るに当たって、本省からその対応について、法律相談記録を始めとした内部文書について、それを会計検査院に提出しないでほしいというような指示を本省から受けたというのがこの手記の中にありました。

それについて今回の予備的調査で調査をしていただきまして、その調査の一つの項目として、近畿財務局への会計検査院の検査に先立ち、この法律相談の文書を含む内部資料の取扱いその他検査への対応について、本省から近畿財務局に指示した資料がありますかという問いに対して、その資料はないという回答だったんですけれども、ここで確認なんですけど、そういった指示自体は、資料はないとしても、指示自体はあったのか、なかったのか、これを教えてください。

○大鹿政府参考人（財務省理財局長）

お答えいたします。

今般、衆議院の調査局から御要請がありましたことから、法律相談文書を会計検査院に示さないとの指示の内容を示す資料について探索を行いますとともに、当時及び現在の職員、これは本省及び近畿財務局双方であります。関係する職員に確認を行いましたけれども、当該指示の内容を示す資料は確認されておりませんし、資料があったということも、指示があったということも確認をされておりません。

○日吉委員

そうしますと、そういった指示はなかったということですので、この赤木さんの手記、これは虚偽である、このような認識なんでしょうか。

○大鹿政府参考人（財務省理財局長）

お答えいたします。

まず、法律相談文書の存在の確認に至った経緯について改めて御答弁させていただきますが、平成二十九年春の検査院への対応時におきましては、検査に対応しておりました近畿財務局管財部では保存期間を一年未満としていたことから、法律相談文書を廃棄していた一方で、別の部門、これは法律部門でございますが、ここに保存されていることには気がつかず、会計検査院からの要求に対しまして当該文書を提出できなかったということでもあります。

その後、平成二十九年秋の情報公開請求への対応のために、近畿財務局におきましては、管財部にとどまらず他の部門も含めて文書の探索が行われた結果、法律部門におきまして法律相談文書が保存されているということが確認をされ、このことを受けて、会計検査院への連絡、情報公開請求に対する開示決定といった対応を速やかに行ったところであります。

法律相談文書につきましてはこのような経緯で確認されたところでありますので、法律部門に法律相談文書が行政文書として保管をされていたということについては、当該資料が近畿財務局の資料ということもありまして、本省の職員においても認識がされていなかったというところが実態でございます。

○日吉委員

経緯は理解しております。財務省さんの認識として、赤木さんの手記、これは虚偽だとい

う認識なのか。であれば、その旨、お答えいただければと思います。

○大鹿政府参考人（財務省理財局長）

経緯につきましては、今申し上げたとおりでございます。

赤木さんの手記につきまして私どもの方としてコメントをするのはいかがかと思いますが、あえて申し上げますと、この法律文書についての個別の指示は確認されていなかったわけでありましたが、会計検査院による会計検査に対しまして不適切な対応を行っていたということも認めざるを得ないと思います。そうした中で、職位や立場等の違いによってそれぞれの個人の受けとめが違っていたということはあると考えられますことから、赤木さんがうそをついているというところまで申し上げるつもりはございません。

○日吉委員

ただ、赤木さんも明らかに本省から指示があったということなんですけれども。では、法律文書は別にして、会計検査院の検査を近畿財務局が受けるに当たって、本省からそれに対して何らかの指示というのはされるものですか、通常。

○大鹿政府参考人（財務省理財局長）

平成二十九年春の会計検査院の検査に対する対応につきましては、会計検査院から、廃棄していない応接録などを提示するように求めがございましたが、本省理財局において、国会審議等において存在を認めていない文書の提出に応じることは妥当ではないというふうに考えまして、存在しない旨の回答を続けたというふうに、財務省の調査報告書におきましてこの点は認定をされているというところでございます。

○日吉委員

もう一つ、会計検査院が検査をするときに管財部だけに質問をしたので法律相談文書がそのとき提出されなかったということなんですけれども、そのときに、なぜ近畿財務局全体においてあるかないかということを探さなかったのか。

通常、検査を受けるに当たって、どういう書類がどこにあるのかということ把握している、全体を把握している方が検査に対応し、その中で、この文書はこっちにあるなどかいうような、さばきながら資料を提出すると思うんですけれども、なぜ管財だけで終わってしまったのか。そこはどのように説明を受けているんでしょうか。

○大鹿政府参考人（財務省理財局長）

お答えいたします。

確かに、会計検査院の検査を受検する際に、当該管財部におきましては、法律相談文書、法律相談を行った際に残っていた文書の確認を行わなかったわけでありましたが、その際の管財部の職員は、当時の状況もあろうかと思っておりますけれども、法律相談文書の存在に思い至ることがなかったということのようでございます。

加えまして、会計検査院から損害賠償請求等の法律関係の扱いにつきまして御質問を受けた際に、当該担当者が、口頭ではありますけれども、その点を丁寧に説明を行ったということもございます。

○日吉委員

通常であれば、全体の資料がどこにあるかわかる人が対応をすると思うんですけれども。

そうしたら、ちょっと質問をかえまして、検査院の前に、国会議員ないし国会から、この法律相談の文書を提出してください、こういう依頼というのはあったんでしょうか、なかったんでしょうか。

○大鹿政府参考人（財務省理財局長）

法律相談文書につきましては、先ほど御説明しましたとおり、平成二十九年秋の情報公開請求の過程で確認されて、その後、国会議員の先生方にも提出をさせていただいたところでございます。

それで、二十九年春の検査院の検査の前の時点、あるいは、その段階で既に国会議員から資料要求があったのではないかという御質問でありますけれども、平成二十九年二月の報道以降、国会で御審議をいただく中で、さまざまな資料要求をいただいておりますが、当時、本省として、法律相談文書といった資料の存在を認識していたわけではなく、また、そういった状況下において、法律相談文書を個別具体的に特定し得る資料要求はいただいていたというふうに承知をしております。

○日吉委員

今も、法律相談文書の存在自体を本省では認識していなかったということなんですけれども、そもそも論として、そういう法律相談文書というものが、この件に限らず、あるかないかというのは、本省の方も、通常、法律相談文書というものが何らかの案件ではあるということとは理解されているんじゃないんですか。

○大鹿政府参考人（財務省理財局長）

お答えいたします。

国有財産の売却あるいは管理を担当する際に、そのリーガル面でのチェックあるいはアドバイスを受けるということは各地方財務局におきまして通常行われておりますので、そういった相談なり検討なりが行われているということは当然認識し得ると思っておりますけれども、法律相談文書という形で行政文書としてしっかりと管理され残っていた、残されているというところまで思い至ることはなかったということが実態かと思っております。

○日吉委員

これだけ騒がれている中で、当然、八億値引きするというような中において、重要なイレギュラーな案件で法律相談がないということではなくて、通常は多分めぐらせるんじゃないかなというふうに思います。

もう一点、美並元近畿財務局長なんですけれども、赤木さんの手記の中では全責任を負うという発言をされていましたが、この予備的調査の資料の想定問答集を拝見しますと、それについて、具体的な改ざんの内容は把握していなかったということなんですけれども、美並元局長が具体的な改ざんを把握した時期、いつそれについて知ったのか、教えてください。

○茶谷政府参考人（財務省大臣官房長）

お答え申し上げます。

赤木氏に関する一連の報道を受けまして、お墓参りの発言、これは、美並局長が、お墓参りを断ってくれてありがたいという報道があったものですから、これにつきまして美並元近畿財務局長に連絡をとりましたところ、美並元近畿財務局長の方から、調査過程において申

し述べたとおり、決裁文書については、様式や字句の修正が行われていることは聞いたが、その具体的な内容までは聞いていなかった、一連の報道と、これを受けた財務省による公表、具体的には平成三十年の三月でございますが、に初めて、改ざんが行われていたことを知ったとのことでございました。

○日吉委員

通常、局長にこういう報告というのはなされないんですか。

○茶谷政府参考人（財務省大臣官房長）

お答え申し上げます。

局長にどこまで上げるかというのは、その案件によって区々ばらばらだと思いますが、今回の件については、美並局長にその当時上げたのは、決裁文書について、様式や字句の修正を行うということについて上げたということでございます。

○日吉委員

様式や語句の修正だけというと、何となく虚偽な感じになってしまいます。

時間が参りましたので、また少し次回に続きをさせていただきたいと思えます。そのことを申し上げて、質問を終わります。

どうもありがとうございました。